

座間市市民協働推進条例案などに係るパブリックコメントの実施結果について

実施概要

- 実施案件
 - 座間市市民協働推進条例案
 - 座間市市民協働推進条例施行規則案
 - 座間市協働まちづくり条例の一部改正

- 実施期間
 - 平成26年11月20日（木）～12月22日（月）

- 意見を提出できるもの
 - ・市内在住・在勤・在学者
 - ・市内に事務所または事業所を有する法人またはその他の団体
 - ・意見公募手続に係る事案に利害関係を有する方

- 意見の提出方法
 - 郵送、ファクス、電子メール、市民協働課へ直接提出

- 意見募集結果
 - ・座間市市民協働推進条例案
 - 意見提出者 1名
 - 意見総数 5件
 - ・座間市市民協働推進条例施行規則案
 - ・座間市協働まちづくり条例の一部改正
 - 意見なし

座間市市民協働推進条例案 パブリックコメント

○座間市市民協働推進条例案に対する意見

意見提出 1名

	意見概要	市の考え
1	<p>第2条第3項（定義）</p> <p>個人については、市と関わりのある者とあるが、法人や事業者には同様の制限がない。法人に制限を設けないのであれば、個人も同様にすべきではないか。</p>	<p>条例案第2条第3項の「市民等」のうち、日常生活において座間市と全く関わりを持たない個人が、座間市との協働を望むケースを想定しづらいため、「日常生活で市と関わりのある者」と定義付けをしました。しかし、特定の条件下の個人を排除する意図はありません。</p>
2	<p>第3条第2項（基本理念）</p> <p>情報公開について、現状の座間市の情報公開条例では、原則として請求権を持つのは市内に事務所がある法人、市と関わりのある個人に限られる。また事業者を除いて個人情報も公開されないことになっている。協働事業に参加する個人・法人は市外であっても請求権を持ち、個人情報であっても協働事業に関する情報は公開対象となることを明示するように情報公開条例も改正しないと分かりにくい。</p>	<p>本条例における情報公開は、座間市情報公開条例に基づいた公開と考えています。</p> <p>また、条例案第3条第2項に定める「情報の共有」とは、市と市民等が協働していく上で、一方的な言動や行動を慎む理念を表したものです。協働のパートナーである市民等に特別な請求権を与えるものではありません。</p>
3	<p>第7条第2項（協働事業の基本原則）</p> <p>協働事業を市の提案する具体的な方法、審査基準が条例にも規則にも書かれていない。近いうちに「座間市共催、後援等に関する要綱」があるが、これは規則第6条がいうところの別に定めたものに該当するのか。</p>	<p>現行の座間市相互提案型協働事業は、要綱によって必要な事項を定めています。それ以外の協働事業については、おおもととなる条例、規則で提案方法のしぼりを設けることを避けました。要綱等を定め周知していく予定です。</p>
4	<p>第9条（市民協働推進会議）</p> <p>市民協働推進会議が地方自治法第138条の4第3項の委員会なら、規則第5条に定められているようなことは、規則ではなく条例に書くべきではないか。（情報公開審査会もそうなっている。）</p>	<p>一般的な文書法制に基づいて、条例と規則に分けています。条例の改正は、議決が必要になり、即応性に欠けるため、詳細は規則で定めます。</p>
5	<p>12月7日の報告会で、市民協働推進条例は他の自治体では活用されていない例が多いという話があったが、座間市ではそうならないために、どのような対策をしたのか分からない。</p>	<p>今回開催した報告会も、本条例案を活用していく足がかりとするための取り組みの一つです。今後もこの報告会で出された課題を出発点として様々な取り組みを検討していきたいと考えます。</p>